

### 3. 業務継続計画（BCP）の作成について

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組を、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けたところ。各自治体におかれでは、事業者に対して、経過措置の期限である令和6年3月までに業務継続計画の策定等を完了させる旨、改めてお伝えいただくようお願いする。

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、介護サービス事業者同様、BCPの策定等について、基準上の義務付け等がある点に注意されたい。

また、厚生労働省においては、介護事業者におけるBCP作成等を支援する事業を令和5年度も引き続き実施しているため、管内の事業者等への周知のご協力をお願いしたい。

なお、業務継続計画の所管は今年度半ばより高齢者支援課と変更になっているため、ご注意いただきたい。

## 感染症対策の強化【全サービス】

第199回  
(R3.1.18)資料1  
(抜粋)

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
- （※3年の経過措置期間を設ける）

## 業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
- （※3年の経過措置期間を設ける）

## 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

## ✿ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

## ✿ 主な内容

- ・BCPとは　・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

## 感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

老健局高齢者支援課（内線3925）、老人保健課（内線3939）

令和5年度当初予算案 50百万円（50百万円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- ・令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- ・多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けていいるとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

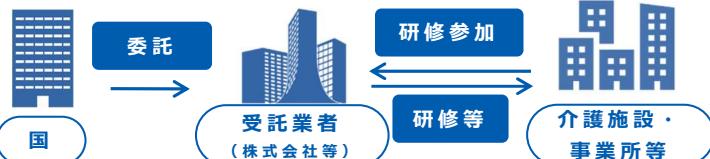
## 2 事業の概要・実施主体等

## 所要額

- ・介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施

要介護認定調査委託費：50,000千円（50,000千円）（+ 0千円）

## 事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



## 3 スキーム

## 【事業者・従事者への支援】



## 【事業所への支援】



## 成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

## 4 骨太の方針等閣議決定の書きぶり等の備考

「令和3年度介護報酬改定の審議報告」Ⅱ 令和3年度介護報酬改定の対応

## 1. 感染症や災害への対応力強化（1）

- ①感染症対策の強化
- ②災害継続に向けた取組の強化